

(第二十三部)

参議院選挙法改正に関する特別委員会(第五回継続)会議録第五号

(一五)

昭和二十四年七月一日(金曜日)午後一時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○選挙法改正に関する調査の件

○委員(柏木重治君) 只今から開会

いたします。昨日に続きまして十一、十二を一括して御審議願います。

○法制局参事(堀井三郎君) 十一、開票所及び開票立会人に関する規定を改める必要があるかどうか。

(一) 開票管理者について

(二) 開票所の設置並びに場所、日時

(三) 開票立会人の届出、互選、決

定について

(四) 開票日、開票の參觀、投票の

効力の決定について

(五) 投票の保存、開票録の作成に

ついて

(六) 天災等による開票日の変更につ

いて

(七) 開票所の変更について

(八) 開票の効力について

(九) 開票の効力について

(十) 開票の効力について

シタル者ヲ以テ之ニ充ツ」というよう
な規定がございます。又参議院議員選
挙法にも同様趣旨の規定を置いており
まして、地方自治法関係の規定も同様
趣旨の規定を置いております。この開
票管理者につきましては、別段従来こ
の制度について多くの意見を聞いてお
りませぬのですが、一應問題として提
供したような次第であります。(二)の
開票所の設置並びに場所、日時の告示
につきましても、衆議院議員選挙法第
四十五條、四十六條に規定がございま
して「開票所ハ市役所、町村役場又ハ
開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設
ク」というようになっております。参議
院議員選挙法もこの規定を準用いたし
ておきます。地方自治法関係も準
用いたしております。又開票の場所、
日時の告示につきましても、現行衆議
院議員選挙法の第四十六條は「開票管
理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示ス
ヘシ」と規定してございまして、参議院
議員選挙法もこの規定を準用いたして
おりますし、地方自治法の規定も同様
の趣旨の規定を置いております。かよ
うに開票所の設置、それから場所、日
時の告示につきまして規定があるので
ありますが、この制度について現在ど
こが悪いという上りな御意見も聴いて
はおりませんが、一應議題として掲げ
た次第であります。

リ本人ノ承諾ヲ得テ開票立会人タルヘ
キ者一人ヲ定メ選考ノ期日前三日迄ニ
開票管理者ニ届出アル」というように
規定をしております。参議院議員選
挙法もこの規定を準用いたしてござい
ますし、地方自治法関係の規定も同様
の趣旨を採っております。尚開票立会人
の互選につきましても、衆議院議員選
挙法の四十七條の第二項はこれに関す
る互選の規定を置いておりますし、又
互選の方法など規定いたしてあるので
ありますが、同様の趣旨は参議院議員
選挙法におきましてもこれを踏襲して
おります。いずれもこれら開票立会人
の規定は現在多くの意見を聞いており
ませんが、前同様議題として一應掲げ
た次第であります。尚開票日の問題に
つきましては、衆議院議員選挙法の四
十八條に「開票ハ投票ノ当日又ハ其ノ
翌日之ヲ行フ」と規定してございま
して、参議院議員選挙法も同様趣旨の規
定を置いております。地方自治法関係
でもこれを準用いたしてしております。こ
れも前の問題と同様に一應議題として
掲げたわけでありまして。

向開票の參觀、投票の効力につきま
しても、衆議院議員選挙法第五十條、
第五十一條に「選挙人ハ其ノ開票所ニ
就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得」と
規定し、「投票ノ効力ハ開票立会人ノ意
見ヲ聴キ開票管理者ノ決定スヘシ」と
いうように規定してございまして、参
議院議員選挙法、地方自治法関係の規
定もいずれも同様趣旨の規定を置いて
おります。かようにこれらの問題につ

きましても別に意見、この制度を悪い
とする意見を聞いておりませんが、前
の問題同様に一應掲げた次第でありま
す。

尚投票の保存、開票録の作成に関し
ましては、衆議院議員選挙法第五十三
條、第五十四條に「投票ハ有効無効ヲ
區別シ議員ノ任期間市町村会議員選考
管理委員会ニ於テ之ヲ保存スヘシ」と
規定し、「開票管理者ハ開票録ヲ作り開
票ニ関スル順末ヲ記載シ開票立会人ト
共ニ之ニ署名スベシ」

開票録及投票録ハ市町村会議員選考
管理委員会ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保
存スベシ」というように規定してござ
いまして、この点参議院議員選挙法及
び地方自治法の関係におきましても同
様の趣旨を規定してしております。

又天災等による開票日の変更につ
きまして、衆議院議員選挙法は五十六條
にこれを規定いたしてございまして、参
議院議員選挙法もこの規定を準用して
ございまして、地方自治法の関係におき
ましても同様であります。これらの開票所、
開票立会人に関する問題は、現在のと
ころ多くの意見を聞いておりませんが、
一應議題として提供した次第であ
ります。

第十二の開票につきまして、衆議院
議員、参議院議員の選挙において採用
いたしております分別主義、これは投
票をいたしましたものを、その区域ご
とに投票点検をするという建前を衆議
院議員及び参議院議員の選挙に採用
いたしておりますが、地方公共

團體の選挙におきましては、その投票
を全部混同いたしまして、そうしてこ
れを点検するといふ制度を採つてお
るのであります。これは投票の秘密保
持という点に非常に關係を持つてお
るのであります。この建前におきま
して、地方公共團體と國會の議員の選
考と建前が異なつておりますが、これ
はどちらの主義を採用すべきかどうか、
又この現行制度のままでよいかどうか
という点が残されておるのであります
が、この点議題に供した次第でありま
す。

○堀井新一君 この一番の開票管理者
についてですが、衆議院議員選挙法四
十四條によるのですが、これは選挙管
理委員会が管理者を決定するのである
が、これはその管理者になる人は党の
代表を選ぶべきですか、又は公平無私
なる人間を選ぶという建前を以て管理
者を選ぶのですか、そのところをは
つきりと承わりたいと思ひます。

○堀井新一君 開票管理者は
主として一人でありますし、党とい
うことは關係なく主としてまあ役人側と
言ひます。公平な人を選ぶのが通常
であります。

○堀井新一君 そうするとその地方が
保守人員の多く住んでおる場合は保守
党が出る。共産主義のフランクの多い場
合は共産主義が出る、こりいうふうに
その地方の代表ですから、こりいうよ
うなことにもなり得る懸念がございま
す。

開票立会人の届出につきましては、
衆議院議員選挙法第四十七條におきま
して「議員候補者ハ各開票区ニ於ケル
選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨ
リ本人ノ承諾ヲ得テ開票立会人タルヘ
キ者一人ヲ定メ選考ノ期日前三日迄ニ
開票管理者ニ届出アル」というように
規定をしております。参議院議員選
挙法もこの規定を準用いたしてござい
ますし、地方自治法関係の規定も同様
の趣旨を採っております。尚開票立会人
の互選につきましても、衆議院議員選
挙法の四十七條の第二項はこれに関す
る互選の規定を置いておりますし、又
互選の方法など規定いたしてあるので
ありますが、同様の趣旨は参議院議員
選挙法におきましてもこれを踏襲して
おります。いずれもこれら開票立会人
の規定は現在多くの意見を聞いており
ませんが、前同様議題として一應掲げ
た次第であります。

向開票の參觀、投票の効力につきま
しても、衆議院議員選挙法第五十條、
第五十一條に「選挙人ハ其ノ開票所ニ
就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得」と
規定し、「投票ノ効力ハ開票立会人ノ意
見ヲ聴キ開票管理者ノ決定スヘシ」と
いうように規定してございまして、参
議院議員選挙法、地方自治法関係の規
定もいずれも同様趣旨の規定を置いて
おります。かようにこれらの問題につ

きましても別に意見、この制度を悪い
とする意見を聞いておりませんが、前
の問題同様に一應掲げた次第でありま
す。

尚投票の保存、開票録の作成に関し
ましては、衆議院議員選挙法第五十三
條、第五十四條に「投票ハ有効無効ヲ
區別シ議員ノ任期間市町村会議員選考
管理委員会ニ於テ之ヲ保存スヘシ」と
規定し、「開票管理者ハ開票録ヲ作り開
票ニ関スル順末ヲ記載シ開票立会人ト
共ニ之ニ署名スベシ」

○説明員(吉岡憲一君) それはありませぬ。

○藤井新一君 そういふ場合を想定して私はそういうものに片寄らない公平無私というものをとることを強調する必要があると思ふのですが、その点はどうですか。

○説明員(吉岡憲一君) 今のお話は結局選挙管理委員長あたりがなるのじやないかと思ひますが、選挙管理委員長を政黨に全然関係のないものと、こういう工合に言い得るかどうか、市町村長その他の選任というようにも考へて、そういう人が選び得ればなんですか、なか／＼むつかしいのじやないか、こゝろいふに考へるのであります。

○藤井新一君 私の言うのはこれだけでも、あなたの意向としては私の質問に対して、どういふふうにすればいいかということをお私に質問をしておるのです。それがあなたに私に対する返事ですか。

○説明員(吉岡憲一君) 結局なんですかね、法律に公平無私なる人を選べと書きますかどうか、その程度の問題じやないかと思ひますが。

○藤井新一君 そのところがどうも私にはつきり分らないのですが、そうすると共和主義者の多い所は、そういう所に全部片寄つてしまふということになる、その憂いをお私に考へるものであつて、或いは保守人員ばかりになるというよりはよくないので、やはり管理者というものは非常に影響があるのです。選挙のときには重大なる結果を來すのです。ですから誰かが管理

者になつたという氣持において投票は違つて來るのです。ですから我々が立

案する上においては、その点を十分に考へて行く必要があるじやないかと思ひます。あなたの法律に書くとかどうとかいふ問題ではないと思ふ。

○説明員(吉岡憲一君) 結局公平無私なる人を選べと言ひましても、公平無私なる人の考へ方はどういふ人を公平無私と考へるかということ、方法としてはなか／＼むつかしいように思ふのですが、ちよつと私としては考へが

○小川久義君 それは何ですか、今までは選挙管理委員会の委員長が大体選挙管理者になつておつたのが通例でないですか。

○説明員(吉岡憲一君) そうですね。○小川久義君 そうすると藤井さんの言われるのは、保守人員も革新人員もすでに選任されておるのです。選挙管理委員会の委員長がこれに當つておるのが通例とすれば……

○説明員(吉岡憲一君) 大体そうですね。○小川久義君 それで結構だと思ひますが……

○藤井新一君 それではないのです。必ずしもそうではないと思ふ。絶対的に……地方の選挙管理委員会においてこの人は決めるのですかね。

○説明員(吉岡憲一君) それはそうですね。従つて選挙管理委員長に公平無私な人が來なければ困る。

○藤井新一君 選挙管理委員会の三人という者はそれが決める……委員長がなる場合もありますか。

○説明員(吉岡憲一君) 例へば非常不公平な人が若し村長になつたとすると、これは選挙管理委員会が多少片寄る度れもあるわけですね。従つて選挙

管理者も片寄る危険性はこれは防ぎ得ないじやないかと私は思ふのです。

○西澤吉之助君 事務局長若何いしますが、それは今のお話いろいろあるが、結局実際には全国平均すれば、選挙管理委員長が大体なつてゐるのですか。

○説明員(吉岡憲一君) そいつは選挙管理委員長であるという統計はちよつと私考へておりませんが、大体そうじやないかと思つてゐるのですが。

○西澤吉之助君 そういふことをよく調べて置かんと答へにならないのです。大体はどつちに分つてゐないといふことはあなたの方で分つてゐないといふ加減のことを考へるということになる。分つてゐなければよく調べて來なくちや駄目ですよ。

○藤井新一君 次にお伺ひいたしますが、第二の問題ですが、この開票所の設置並びに場所ということですが、これは一休人口によつて設置場所を置くのですか。又はそれは衆議院、参議院、市町村ということになるという同一

的になるのですが、今までは衆議院の場合と参議院の場合と同じだと思ひますが、市町村の場合を加味する場合には、大休人口を何ぼという標準になつていふと思ふのですが、どういふ方途の下にこれはできたのですか。ただこれは便利だから置くということもあり得るでしょうけれども、やはり一定の人口というものがそこにあると思ふのです。その人口は一休何人ぐらいの人口が標準になつてゐますか。

○説明員(吉岡憲一君) 人口は平均がどのくらいかといふお話なんです。○藤井新一君 人口は所によつてずつと違ひますけれども、大体その人口何

人ぐらいが標準でやつてゐるのですかといふことを私は聞きたいのです。

○説明員(吉岡憲一君) 開票所ですか。○藤井新一君 開票所設置の場合には便利な場所に置きましようけれども、大体全国的に、この人口何ぼであるかといふことを決めておるわけですか。

○説明員(吉岡憲一君) 人口はそう大して考へておらないと思ふのですが、結局市町村が大体標準になつてゐますから、大きな市でその割り方は別にこちから示してゐるものがないと思ひますが。

○小川久義君 そうしますと、その場所が委員会に委してあるということですか。

○説明員(吉岡憲一君) 原則として市町村でございませぬ。

○小川久義君 市町村に。○説明員(吉岡憲一君) 原則として市町村で開票するわけですか。

○小川久義君 市の場合十五ヶ所を十ヶ所もやるという場合は誰が決めることになつてゐるのですか。

○説明員(吉岡憲一君) 縣の選挙委員会です。

○小川久義君 市町村という場合も縣の選挙管理委員会が決める、といううことなんですか。

○説明員(吉岡憲一君) 今お話ししたのは衆議院やなか國の選挙の場合で、市町村は別になつておられます。

○藤井新一君 市町村の場合には、市町村の選挙管理委員会が決定するので

も、便利不便といふことも考へて、極く少数な場所においても開票所を置くわけですか。人口によらずに。

○説明員(吉岡憲一君) 何ですか。今の市町村のお話ですか。

○小川久義君 いや、ところがどうな

○藤井新一君 市町村と言ひますと、町とか、村はその町村の選挙管理委員会が或る場所を決めるといふことは分るのです。ところが市の場合に開票所を五ヶ所作るとか、十ヶ所作るとかこれは誰が決めるかということですよ。

○説明員(吉岡憲一君) 今の御話です。問違つておりましたから御答へしますが、市町村の場合には衆議院議員の開票区によると、原則として大体市町村の区域です。

○小川久義君 どうも市町村というところからいふことになる。市で何ヶ所もできるから……、町村の場合は大休一ヶ所です。町村は大休離れた場所は別に

なる場合もあるが、市の場合五ヶ所も十ヶ所も決める。それを誰が決めるかといふのです。

○説明員(吉岡憲一君) それでは大体規則を説きましよう。

○説明員(藤井新一君) それは大体衆議院の選挙法が基になつておられますが、衆議院の選挙法の第三條は「開票区ハ市町村ノ区域ニ依ル」といふことが原則になつておられます。それで必要がありと認めるときには、都道府縣の選挙管理委員会が市の区域を分けて數開票区を設け、又は町村の区域を併せて開票区とするといふことになつておられます。地方自治法でもそれを準用しておるわけですよ。

○小川久義君 そりや言へば何でもない。我々了解する。答弁が違ふもの

から…… 十人を選ばなければならんと、こ

無効としたしております。この規定は、参議院議員の選挙法におきましても同様趣旨の規定がありまして、又地方自治法の関係におきましても同様趣旨の規定が置かれております。この投票無効の問題は、特に参議院の全国区というような、選挙区を非常に廣く制度として採りました場合に、いろいろ問題を提供するというものと思われるのであります。こういう問題をどういうように考慮したいか、どうか、又これらの規定は実際の取扱いにおきまして、各投票開票管理において多少とも取扱いが違つていような意見も地方によつて聞くのであります。そういう点からいまして、もつと詳細に規定する必要があるかどうかというやうな問題であります。

○藤井新一君 結論的に言へば、これは詳細に記載すべきものであるという前提条件を申し上げます。同姓の場合であります。具体的には藤井丙午君と二人ある場合、この場合に私の投票のごときは香川県において四万何千の無効投票なんです。単に藤井と書いただけ、そういう場合に香川県は私の出生地であるが故にといつて、或る村は有効にしたところもあるやうであります。ところが大体無効にしたやうですが、そういう場合にその人が村に住んでいて、か、その郡の人である場合には大体それを有効と認めるやうな方法を作つたらどうかという、これは私の愚見ですが、私の場合は二十何万の無効投票を出したわけですが、そういうやうに同姓の場合には、全国区の場合には非常に候補者には不利な影響を興える、当落の運命になるというのであ

りますが、これは誰でも考えて、これは駄目だといつても、ここは研究の場所であるから、研究として申上げたのであります。その投票を半分分けするか、候補者が、或いはその人が自分の在任する縣の分は三分の二くらいは有効とするというやうな、比較的これを投票を割つて行くというやうなことも、我々は政治家は政治家として一應考へるべきものと私は考へては認めておりません。併しながらこの選挙法の今度の改正におきましては、我々は是非共この際考慮して見なければならぬ問題が起るわけですが、問題は、私は今後の政治運営において有名なる人を出す場合に大いに考慮する必要がある、同姓がある場合に、落ちるならば誠に國家のために惜しい、そういう意味においてこれは是非共今度の選挙法の中において、これは最も重大なる条件だと思つて、どうかその点を一つ十分に委員諸君において御審議あらんことを希望して止まない次第であるやうであります。(笑声)

○藤井新一君 ちよつと速記を止めて頂きたいと思つて。

○委員長(柏木廉治君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(柏木廉治君) 速記を始めます。

○木内四郎君 これは私に關係しておられますので成るべく述べざるを差控へたいと思つたのでありますけれども、選挙人の意思を成るべく活かすやうなふうには法の規定を設くるべきであり、又裁判所においてもそう解

釈して貰うべきである。若しそういう解釈ができないとするならば、成るべくそういうふうな解釈し得るやうな規定を設くべきものではないか。私自分の例を引いて甚だ恐縮ですが、私も、私の立候補しました場合におきましては、これは地方区選挙でありましては、これは地方区の選挙でありましては、その場合にございましては候補者は十人足らずのものであります。私は木内四郎という名前が立候補して、おる。それに対して木内一郎といふ票が数千票ありました。それが殆んど全部無効にされておるのです。この候補者の数を制限してそれ以外の人は候補者でないという場合におきましては、木内という名前が書いてあれば、それはやはり候補者の木内四郎に入れようという意思が十分にそれに窺われるものと思つておるので、そういう場合には、この私の場合にはどうか皆さんの御判断に俟ちますけれども、成るべく投票者の意思を活かすやうなふうにしたいものだ、こう思つております。

○大島農夫君 私は只今の木内さんの趣旨に賛成するものであります。例へば木内という候補者が二人あつた場合、木内四郎という候補者と、或いは一郎という候補者があつた場合には、これはまあ当然のおずから分るのでありますけれども、今木内さんの場合を一人と書いたら、一人で木内四郎を一人と書いたというふうに見られるのは、これは常識的であつて、而も木内という姓がある以上、これは四郎であらうと一郎であらうと木内そのものを表示したことには、投票者の意思としては何ら変りはない。二人ではな

いから一人だから変りはない。従つて

そういう場合に一郎であらうと四郎であらうと、当然木内氏に投票したものだ、こういうふうな決定すべきものだと私はこういうふうな考えを以て、木内さんの意見に賛成します。

○選山四郎君 只今の問題であります。この問題は結局衆議院議員選挙法のいわゆる五十二條の七の「議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ、」こう書いてある。それで只今の木内君の例などは確認しがたいと言われたいと思つて、確認し得るものであると私も考へておるのであります。ただ裁判所の解釈をどう持つて行くか、どう持つて行くかといふお説も出ています。どうでありますか、私は選挙訴訟に關してよく代理人で立会つたこともあるのであります。裁判所といつてしましては、なか／＼嚴格に解釈をしておる。それでなか／＼有利といふやうな工合、即ち多数の選挙人の意思を尊重するといふやうな建前にはなか／＼持つて来ないものであります。それでありますから、要しますものに、選挙法改正に關する要綱案の中にも書いてありますように、投票無効の原因をより詳細に規定するかどうか、規定を詳細に置くかどうかといふ一点に掛つておる問題だと思つて、それで只今のやうな問題、又先程藤井君の言われた同姓の問題、その他私はこれは詳細に或る程度規定を設けますと裁判所も拘束し、選挙立会人もこれに拘束せられる。これが非常に簡単に書いてあります。と、どうして無効といふことが非常に多く行われるのが実例であるのであります。この趣旨に基いてこういう点は一つよく御研究を願ひまして、詳細に御規定を願ひますれば、今

せんが、歩いてる中にとつちだつたりすることになつて来ると、同名の人なん

のやうな警告が除去せられると思つてありますから、私から一言申し上げました。

○西郷吉之助君 只今の問題はなかなか重大な問題でありますから、来年参議院議員の選挙に同じ原因で非常に無効投票が出るということは極めてまずい結果でありますから、一昨日來吉川委員が資料を請求されておりましたが、そういうやうな非常な問題が起りますから、外國の場合は名前の書き方が違つて、大いに参考となるからあの資料の御提出を特に急いで頂きたい。特にこういう重要な問題につきましては成るべく早く資料を出して頂きたい。

○岡本健吉君 この問題は選挙人の意思を尊重しなければならぬといふことは誠に御尤もであります。選挙といふものは大体競争であります。だから一人の人の利益のみならず、その競争者の利益をも尊重しなければならぬと私は思つておる。だからなか／＼簡単に……。木内君の例を取つて甚だ恐縮であります。木内とただ書いてあるからこれは木内四郎に違ひないとは簡単に片付けられない問題が多いと思つて、全国区と地方区と一緒にやる選挙ですから、全国区と地方区と投票人が投票用紙を間違えたといふやうな事故が非常に多かつた。そこで現に長野縣におきまして、こういう或る村では非常に多く間違えた人がおつたといふことが實際の例においてもあるのです。そうすると木内といふ人は全国区の木内キヤウといふ人があつた。そうするとそれが全国区に入れる目的で地方

て、詳細に御規定を願いますれば、今
とそれが全園区に入れる目的で地方

区に誤つて書いた。それがために皆木
内四郎君の票にその票がなるというこ
とも少しおかしいと思ふ。それから又
逆の場合で言へば、ここに又小川君が
おられますが、小川君が地方区で出ら
れた富山から出られた。それで小川友
三君が全園区で出た。誤つて地方区か
ら出られた小川君を全園区用の紙に過
つて小川と書いた。そうすると皆小川
友三君の有効投票になるのでありま
す。ということは甚だ他の候補者にと
つては全園区は非常に多いのでありま
すから、非常に利害関係があるのであ
りません。だからなか／＼簡単に片付け
られないので、そういうような関係も
よく考へて研究しなければいけないと
思います。それから問題を提供するた
めに私の実例を恐縮ですが申し上げさ
して頂きたいと思ひます。私は全園区で
北海道は相当投票が多かつたのであり
ます。一番私としては投票を多く貰つ
たのであります。ところが常の場合で
も私共に來る手紙は岡村愛祐というの
が非常に多いのであります。常でも手
紙で岡村愛祐というのが多いのであり
ます。そこで偶然北海道におき
まして岡村文四郎君が全園区から出ら
れた。そうするとそこで混同が起りま
して岡村愛祐というのが非常に多かつ
た、あるところではこれを無効にした
ところが大部分あつたようであります。
或るところでは名前までむづかしい愛
祐と書いてあるのだから、これは当然
有効だということになつたのでありま
す。岡本にしても、岡本文四郎という
のも多かつた。こういう問題はどうし
たらよいか、これは我田引水になつて
恐縮ですが、愛祐とまで書いて
あるのだから私に違ひないと思ひます

ます。こういう問題があることを皆さ
んに申上げておきたいと思ひます。
○藤山西市君 先程資料の提供の話が
出ておつたのでありますが、そこで先
程申し上げましたように投票無効の原因
を詳細に規定するかどうかという問
題、大体各國の立法例といふものは極
めて簡単にできておるのではないかと
思われるのですが、若し詳細に細やか
かに設けておる立法例があるとするな
らば、非常に参考になると思ひますの
で御提示を願ひたいと思ひます。それ
から今も話が出たのでありますが、全
園区と地方区であります。これはなか
なかその選挙管理委員会から宣傳これ
努めておられたようでありませんが、そ
れと混同しやすい、全園区の人はこ
う、地方区の人はこうという工合にお
書きになるといふことで、もう少し一
歩進めまして田舎の余り選挙に関係を
しないじいさん、ばあさんでも、呑込
めるように、識別が得るようによ
る方法として、管理委員会としては何
か考へになつておられるか、又來年
の選挙あたりでも以然通りに紙を赤い
のと黒いのに分けただけであつては目
的を達せられないと思ふ。どの区にお
いても非常に間違ひが多く出てるの
であります。実際の取扱について何
か今後この点について考へて持つて
おられるかどうか承りたいと思ひ
ます。今まで通りで宜しいと思は
れるならば又考へを願ひなければなら
んと思ひますが、何か皆さんの方でお
考へがあつたらお聞かせを願ひたいと思
ひます。

○藤山西市君(質問者) 全園区と地方
区の問題であります。これは
我々としてはなるべく間違ひな
いように

にやりたいと思つております。この前
の選挙のときは、実は赤と黒の関係で
予め通知をしたところが、すでに地方
で印刷をしたところがあつた。こ
ちらから通知に行かなかつたもの
です。府県によつて赤、黒が逆にな
つておつた縣があつた。(それで間違
つたんだ)と呼ぶ者あり。今度は一
つ早く通知をしまして印刷する前に通知を
したいと考へております。

それから様式の問題ですがちよつと
変えるといふことは考へていないので
あります。若し変えた方がよいとい
ふことであらば変えたいと思つておりま
す。又参議院議員の選挙法の改正の問
題がありますので、それとも脱み合せ
ていかなくちやならんで大變むつか
しいことだと思つておりますが、なる
べく我々として間違ひないようにやり
たいと思つております。

○藤山西市君 今実際の取扱の問題で
あります。全園区とか、東京地区と
か、と書いてあります。そこへ附
加しまして、全園区定員何人、東京地
区なら東京地区定員四人なら四人、こ
ういふことを特に書いて、そうして岐
阜縣とか山口縣とかといふことを特に
大きく書いて下に定員幾ら、こうする
と間違ひしにくいのであります。ただ
色を分けて地方地区、全園地区と、こ
ういふことだけではなか／＼呑み込み
がにくかつたらうと思ひます。御参考
までに申上げて置きます。

○藤山西市君 私の意見も今藤山委
員の御意見と大体同じだと思ひます
が、二つの場合地方と全園のいわゆる
色だけで区別すると二色のために、却
て人間は記憶悪い、記憶の混乱を起し
易い。三つあれば却ていいかも知れま
せんが、歩いてる中にどつちだつた
かといふことは、非常に混乱し易い
のです。今藤山委員から言われた
ように、ここに全園なり地方なりの定
員数も言われましたが、何か字を書い
て置けば、書く際には混乱せず、こ
れは全園の用紙だといふことが分ります
から、非常に投票の際には混乱が起
き易いのです。色をつけてもいいの
ですが、更にその上にこれは地方区
の用紙だといふことはつきり分るよ
うに、そういう方法を是非やる必
要があると思ひます。

○藤山西市君 先程西郷委員なり、遠
山委員からの申出によつて世界の文献
を調べるというけれども、私の政治学
については、同姓の場合の無効有効とい
うものを書いたものを発見し得られな
かつた。だから我々が要望したつてでき
ないことでは。衆議院の方はこれにつ
いては選挙法については必要がない。
ところが参議院は大選挙区ですから、
その必要を最も痛切に感ずる。外國の
例はどうでもいいですから、ここで我
々が作る。若しそれがあつたらば欲し
いけれども、恐らく私はその文献は発
見し得ないと思ひます。

○本内四郎君 この無効投票に關連し
て、もう一言管理委員会の方に何つて
置きたいのですが、名前をいへる／＼届
け出ている人があります。ペンネーム
その他等々、例えば私が本内四郎とい
う名前ですが、雅号を届け出て、或い
は本内一郎、三郎、五郎といへる／＼届
出るといふ場合に、これは有効であり
ますか、無効でありますか。そういう
届出の名前の限界といふものはどこに
あります。若しこの限度がないとい

○藤山西市君 平素使つておる限りな
らばそれを届けて置けばそれは有効と
されるのですか。

○藤山西市君(質問者) 有効です。
○本内四郎君 ところがそれを開票の
日に周知させる方法はあるのですか、
それが周知されておらなければ開票し
ても無効にしてしまふのがある。そ
ういふのは如何ですか。

○藤山西市君(質問者) 結局告示をし
てそれが出れば周知をするとい
ふことになるのです。候補者の届け出を
して、これ／＼の候補者の届け出があ
つたといふ告示をやりまして、そのと
き出ておれば大体周知をされると思
ひます。

○本内四郎君 ペンネームその他届け
出ればすね。
○小川久義君 さつきから無効の話が
出ておりますが、その有効であつた
という話が出ていないようでありま
す。実例を申しますと、ぼくは富山で
地方区で立つた。ところが大抵久義
で書かずに小川と書いてあるものが多
かつたらしいです。ところが或る管
理委員会においては仮に全園に小川と

○藤山西市君(質問者) 全園区と地方
区の問題であります。これは
我々としてはなるべく間違ひな
いように

いろいろが百あつたとする。ところが全
國に三人小川という人が立つておる筈
です。で、それを三十三に分けて有効
にした。これはばくは投票者の意思に
反するものが多いと思ふ。こゝういふ場
合も無効になる場合と意思に反して有
効になつた場合とあります。そゝうい
う場合も一つゆつくり御検討願ひたいと
思ふ。

○大島農夫議員 十三の(一)ですが、
同姓同名の候補者が出ることは實際に
おいてあるのです。私の方に先般問題
になりました飯村泉君と同じ名前です
はり飯村泉というのですが、これが出
るといふことになりまして出なかつた
のです。出たら確かに同姓同名です。
そゝういふ場合があり得ることは實際
像しなればならんことでありまし
て、そゝういふことは選挙管理委員余
の方で、あつたらどうするか、どうい
うお考えを持っておりますか。

○藤井新一郎 この問題に關連し
て……、福島縣にも同姓同名があるの
です。その判決をどうしたか、お聞
きたいのです。

○法務局参事(兼井三郎君) その点御
参考までに判例の出ておるものを申
上げます。大審院で正八年の判例で
あります。同一氏名の候補者二人あ
るとき、單に氏名のみを記したる投票
は何人に投票したか確認し難い故無効
なり。こゝういふ判例があります。
それから昭和二十一年のこれは内務省
の通牒であります。同姓同名の候補
者あるときは党派別、党派別同じとき
は職業、住所等を記入するよう指導さ
れたい。こゝういふように實際の指導の
通牒を出しております。

○説明員(吉岡一君) この問題は調
べてお答えいたします。

○法務局参事(兼井三郎君) ちよつと
それに関連して、同姓同名の候補者の
場合の判例が昭和五年に今一つありま
すが、同一氏名の候補者ある場合にお
いて單にその氏名のみを記載したるも
のは無効、但し他の一人が選挙妨害の
目的で擁立せられた名義上の候補者の
あることが明瞭で、これに投票する選
挙人のあることが推測せられない場合
に氏名のみを記載しても正当な候補者
の有効投票とす。こゝういふ判例があ
ります。

○福山内務省 先程のこゝういふ同姓の
ような場合においての他事記入の面
問題になります。これは衆議院議員
選挙法の規定によります。職業、身
分、住所、又は敬称の類を記入したも
のはこの限りでない。この程度のことな
らよろしいといふことでありまして、
今内務省の通牒などから見ると、こ
れは前の規定から出て来たものであ
らうと思ふが、政党別といふことは、こ
れは工合が悪いと思ふ。そゝういふこと
が今尙この選挙でも行われるとする
と、これは堪へないと思ふのであり
ますが、これはこゝういふ点において
御訂正を願わんならんと思ひますが、
他事記入の、これとこれとの場合は特
に許すといふことは書いてあります。
で、非常にむづかしい問題であらうか
と思つております。實際において飛山
の判例を示して貰ひましたが、今政府
委員の方ではどういふお考えを持つて
おられますか。

○北條秀一君 先程無効投票の問題
が大分問題になつていますが、私は今
管理委員会の方からも説明がありまし
たけれども、既往の判例とか、或いは

既往の経験といふものは第一回の参議
院選挙のときの経験以外のものは、古
いものはこれは参考にならない。なぜ
かならば根本的に選挙の方法が違つて
いるのです。一方は全国区であり、他
方は中選挙区の縣単位で、而もそれが
同時に行われるから、前の無効投票と
いふものは、我々はここで相当慎重に
研究しなければならんと思ふ。従つて
既往に如何に例を求めたところで、或
いは判例を求めてもそれは我々が参考
とするに足りないといふことを考へる
のであります。この問題は更に我々が
種々討議研究することにして、先に進
めたらどうかと思ふ。(異議なし)と
呼ぶ者あり)

○大島農夫議員 新らしい行き方で行
くといふ点ですが、この地区と全国
区と間違つた場合、而もそれが立候補
届出してある人の名前を書いたとい
うことで、ただ地区と全国区が間違つ
た場合、その場合はどつちを書いても
有効だといふふうに認めたいと思ふ。
(賛成と呼ぶ者あり)

○大野幸一君 大島委員の意見に賛成
します。明らかに地区と全国区と二
人を併記した場合に、それが間違いで
あるといふ場合に対しては、これは有
効として選挙人の意思を尊重すべきも
のである。それから先程飛山委員の政
党名を肩書に書いた場合には私はそれ
は有効なりとした方がいいと思ひま
す。

○木内四郎君 今御両所から御意見が
ありましたけれども、全国区の利用を
使つて、それに全国区の名前を書いて
地方区の箱へ入れたといふようなこ
とであればそれはまだしも識別の途が
あるのですけれども、地方区の利用紙を

使つて全国区の名前を書いて地方
区の箱に入れたといふような場合にお
いては、非常に識別が困難になる、の
みならず投票を同じ人に二重に入れる
危険がありますので、その点は私は賛
成いたし兼ねます。

○岡本豊雄君 これは木内君の言われ
る通り私はその方がよいと思ひます。
それは田舎では往々にして字の余り書
けない人がありますから、全国区も地
方区も間違つては悪いといふような憂
いがあるから、どちらも同じことが書
いてある。富山縣におきましては、小
川久義君を全国区へも地方区へも書い
たといふようなことになつておるよう
なところもあるのです。だから若しこ
れを全国区に小川久義君を書いた人も
地方区でも小川久義君を書いた人も全部
有効だといふふうにとつて来ると、一
人が二票投票しておることがあり、非
常に危険だと思ひます。

○北條秀一君 私は今の問題と離れま
すが、そゝういふ識別の非常に困難なる
ときは職業、身分、住所、敬称の類を
記入するものはこの限りに非ずとなつ
ておりました。他事を記載してはいけ
ない、通常常識でこゝう考へて尤もだ
と思ふ、それ以外のでたためを書いた場
合のことは、他事を記載したものは無
効とする、こゝういふことであり、従つ
て敬称の類に……非常に我々はこれを
良識を持つて選挙管理委員会及び裁判
所が判断すれば、結論はおのずから出
ると思ひます。

○委員(柏木重治君) 大分議論も十
分に出たようでありますから十四に進
みます。

○法務局参事(兼井三郎君) 「選挙会
に關する現行規定を改める必要がある
かどうか、

(一) 選挙長の選任及び事務の担任
について。
(二) 選挙会開催の場所並びにその
日時を告示について。
(三) 選挙人立会人について。
(四) 選挙会の開催、參觀につ
いて。
(五) 選挙録の作成と保存につ
いて。
(六) 天災等による選挙会の変更に
ついて。
(七) 選挙会場の秩序保持につ
いて。

この問題は選挙会に關する問題であり
ます。
選挙会の問題に關連しまして、衆議
院議員選挙法は五十八條から六十六條
まで規定いたしておりますが、(一)の
選挙長の選任及び事務の担任につきま
しては衆議院議員選挙法五十八條に
「選挙長ハ選挙権ヲ有スル者ノ中ニ就
キ都道府縣ノ選挙管理委員会ノ選任シ
たる者ヲ以テ之ニ充ツ」と規定いたし
ております。選挙長ハ選挙会ニ關スル
事務ヲ担任ス」と尙二項に規定いたし
まして、同様趣旨の規定は参議院議員
選挙法にも置いてあります。又地方自
治法にも同様趣旨の規定を置いてあり
ます。尙(二)の選挙会開催の場所並び
に日時を告示につきましては、衆議院
議員選挙法の第五十九條に「選挙会ハ
都道府縣廳若ハ市役所又ハ選挙長ノ指
定シタル場所ニ之ヲ開ク」と規定いた
しまして、参議院議員選挙法も、地方
自治法関係も同様趣旨の規定を置いて
おります。選挙立会人につきましては
衆議院議員選挙法の第六十一條に、開
票立会人の規定をそのままの準用いた

しておりました開票立会人の場合は議
は、選挙管理委員会はこの選挙長の政
の告示があつた日から選挙期
によつて無投票になるというような場
よりと思つたのでありますけれども、

かどうか、
(一) 選挙長の選任及び事務の担任
について。
(二) 選挙会開催の場所並びにその
日時を告示について。
(三) 選挙人立会人について。
(四) 選挙会の開催、參觀につ
いて。
(五) 選挙録の作成と保存につ
いて。
(六) 天災等による選挙会の変更に
ついて。
(七) 選挙会場の秩序保持につ
いて。

○議員(古岡一) この問題は調

たけれども、既往の判例とか、或いは

あるのですけれども、地方区の使用を

に關する現行規定を改める必要がある

票立会人の規定をそのままの準用いた

しておりまして開票立会人の場合は議
員候補者が選任して届け出るというそ
の規定を準用いたしております。参議
院議員選挙法におきましても地方自治
法関係の規定にいたしまして同様に
旨で規定いたしております。選挙会
開催及び参観につきましては、衆議
院議員選挙法の第六十三條に規定いた
しております。参議院議員選挙法にお
きましても同様規定を置いております。
衆議院議員選挙法の第六十二條にその
開催の規定を置いておりますが、参議
院議員選挙法も同様趣旨の規定を置
ております。尚選挙録の作成、保存に
つきましては衆議院議員選挙法第六十
四條に規定いたしております。参議院
議員選挙法も同様趣旨の規定を置いて
おります。又天災等による選挙会の変
更、選挙会場の取締りにつきましては、
衆議院議員選挙法の第六十五條、第六
十六條にこれを規定いたしておりますし
て、参議院議員選挙法、並びに地方自
治法の関係におきましても同様趣旨の
規定を置いております。これらの問題
は現在どの点が悪いというような声を
聞いておりませんが、これらの点につ
きましてどう考慮する必要がありますか、
こういう点から議題に供した次第であ
ります。

は、選挙管理委員会はこの選挙長の改
選をやらなければならぬという規定を
この中に入れるべきだと思つて
他の選挙管理委員についてはどうする
かという問題については、今私は研究
が十分じやなかつたのですが、今申し
ました趣旨に基いてこれから先出て來
る法律を変えて行けばいいという考え
方でありまして、選挙長のときには当然
私はこの際そういう規定を講ずる必要が
あるというふうに考えております。
○委員長(鈴木重治君) それではその
次に進みます。十五と十六と一括し
て……
○法制局参事(菊井三郎君) 十五、議
員候補者の届出制については現行規定
の通りとするかどうか。
(一) 通常の届出期間をどうする
か。
(二) 追加届出期間をどうするか。
参考、現行制度は次の通りである。
(イ) 衆議院議員選挙法、選挙期
日の告示があつた日から選挙期
日前十日迄
(ロ) 参議院議員選挙法、選挙期
日の告示があつた日から選挙期
日前二十日迄
(ハ) 地方自治法、選挙期日の告
示があつた日から選挙期日前七
日迄
(ニ) 追加届出期間
(イ) 衆議院議員選挙法、選挙期
日の告示があつた日から選挙期
日前三日迄
(ロ) 参議院議員選挙法、選挙期
日の告示があつた日から選挙期
日前十日迄
(ハ) 地方自治法
A 都道府県及び市、選挙期日

の告示があつた日から選挙期
日前三日迄
B 町村選挙期日の告示があつ
た日から選挙期日前七日迄
十六 重複立候補の禁止については
現行規定の通りとするかどうか。
十五 の問題につきましては、議員
候補者の届出制度につきまして、これ
をどう考えるかという問題でありま
す。沿革的には議員は被選挙権を持
つておる者は、選挙民から投票があつて
選挙に当選すること、衆議院
議員選挙法の普通選挙までの選挙法に
は、別に立候補届出制度がなかつたの
でありまして、普通選挙によりまして、立
候補届出制度が設けられたように承わ
つております。それでこの届出制度と
いうものにつきまして、大体現行制度
を踏襲して行くべきであるかどうか、
若し届出制度にいたしますとすれば、
届出期間というのについて現行の通
りでいいかどうかという問題、それか
ら一度立候補の届出をいたしました
も、議員候補者の中に辞任をいたしま
したり、或いは死亡したりするような
場合があつた場合において、更に他の
者が追加の立候補の届出をするという
場合の期間をどうしたらいいかと、こ
ういふ問題が十五の問題であります。
十六の問題は、立候補につきまして
重複して立候補ができないことに現行
衆議院議員選挙法ではなつておるので
ありますが、この点につきまして現行
参議院議員選挙法もこれを踏襲いたし
ておりますが、どうしたらいいかと、
こういう問題であります。
○大野幸一君 この参議院総選挙のと
きに経験したことであります。辞
任期間と、それから届出期間との操作

によつて無投票になるというやうな場
合があるのです。それはこの前般早縣
で行なわれて、或る特定の候補者も
うすいで辞任をするということを決意
してしたのでありますけれども、他か
らのいわれるこの追加届出期間の余地
のないように、辞任届をいつかり持
つていて、その期間の経過する十二時
に提出する、そうすることに無投票と
いうやうな現象を生ずるというので、
他から悪く誤解される虞れがあるので
す。こういう場合のないやうな一方方
法を講ずることも、一つの参考として
私は報告するわけであります。
○北條秀一君 この届出期間をどうす
るかという問題は、選挙を逐次公営の
度を高めて行こうという今日でありま
すので、そうなりますと届出期間はど
うしても設けなければ、公平に選挙を
公営することはできなくなるというこ
とは当然だと思つております。従つ
て届出期間を現状通りにするといふこ
とは私は正しいと思つております。但しこの
既往の一回二回の経験に基いて事務的
な問題ですから、更に届出期間を短縮
しても十分に選挙公営の趣旨を徹底し
得るといふ実情であるならば、私はこ
の届出期間を修正してもよいと思いま
すが、恐らく修正するといふ必要は現
在ではないのではないかとと思つて
ございませぬければ、十七と十八を一
括して……
○北條秀一君 この十六の重複立候補
の禁止については、先般大分議論があ
つたと思つておりますが、この点につ
いては別に各委員に御意見がないといふこ
となんでですか。
○大野幸一君 私もそのことを発言し

よりと思つたのでありますけれども、
市会と縣会を重複してあれは一緒にや
るわけです。それを近頃はもうこの大
からはこれは重複してやれないといふ
やうな事になつておるのですが、で
きることなら、私は重複しない方がい
い、こう思つておるのですが、これ
はどうなつておるのか知りませんが、
こういうやうな点に相当問題があると
思つております。
○北條秀一君 この前は衆議院は衆議
院、或いは参議院は参議院の場合で、
既往の我々の古い歴史を見ますと、一
人の候補者が別々の府縣から推薦さ
れて当選した例があるわけです。又今度
新らしい今日の時代においては参議院
の場合は全區区で出ると、縣区で出
ると、こういう問題があると思つて
おります。私は選挙人の意思を尊重する
という建前なら、重複立候補というもの
は認めて差支えないというふうに考
へます。
○大野幸一君 それは私はむしろ反対
の意見を持つております。両方で当選
した場合そういう場合は片一方辞任し
なければならぬ、選挙民の意思を或
る程度まで弄ぶことになる、こういう
意味で私は賛成し兼ねるのでありま
す。
○岡本愛蔵君 これはお尋ねします
が、全區区の場合は制限がないのであ
りますか、今北條君からお話になつた
やうに地方区で出ようとして届出をし
たものがそれを止めて全區区で出る場
合にそれは構わないのであります。か
対照表には見えておらぬのでありま
す。
○法制局参事(菊井三郎君) あとにつ
いてあります。

○委員(柏木康治君) 十七、十八を一括して……
○法制局委員(菊井三郎君) 十七立候補者の供託制度について改める必要があるかどうか

参考

- (1) 供託制度(衆議院、参議院、都道府県市の長及び議員)
- (2) 同意又は推薦制度(町村長、教育委員)
- (3) 供託制度を現行のように採用する場合、参議院及び地方公共団体の選挙の供託金額を改める必要があるかどうか

参考

- (1) 衆議院議員の選挙三万円
- (2) 参議院議員の選挙五万円
- (3) 都道府県の知事の選挙五万円
- (4) 市長の選挙三万円
- (5) 都道府県の議会の議員の選挙二万円
- (6) 市の議会の議員の選挙千円

参考

- (1) 衆議院有効投票を定員で除したものの五分の一
- (2) 参議院地区区及び全国区十分の一
- (3) 都道府県及び市の議員十分の一
- (4) 都道府県及び市長有効投票の十分の一

よるな二つの制度があるようでありませぬ。それで物的担保制につきましてはこの参考の(1)に書いてあるように、衆議院、参議院、都道府県市の長及び議員、こういうことになるわけでありまして、人的担保と申しますか、人の保証という点につきましては町村長、教育委員の選挙にこれを採用しております。この町村長の場合におきましては、三十人の推薦を必要とし、教育委員の場合には六十人ということになっております。こういうような二つの建て方がありますが、こういうものについてどう考えたらよいか、こういうのが十七の問題であります。又供託制度を現行法のように採用する場合におきまして、参考に掲げてありますように、供託金額が非常に不都合になつておりますが、これをどういたしたらい

いかということでありませぬ。衆議院議員の選挙の場合の三万円というのは、最近の改正によりまして五万円であつたものが三万円に改められたのであります。次の十八の供託物の没取の問題につきましても衆議院、参議院、都道府県、それ／＼率が異つておりますが、こういう点につきましてもこれをどう考えたらよいかという問題であります。

○委員(菊井三郎君) この供託金ですが、これは当然誰しも考える点であります。これはやはり衆議院と同調する必要があると思ひます。衆議院がどうお考えになるか知れませんが、衆議院と同調ならば三万円でありませぬ。外の方は大していじくる必要はないと思ひますが、第二に聞きたいのは、教育委員はなぜ六十名の推薦が要するのか。六十名というのはどういふ根拠から出した

のであるか。吉岡さんにお聞きしたいのです。これは文部省の方になりますので……
○委員(吉岡憲一君) 私の方ではないので、これは文部省の方になりますので……
○小川久義君 今藤井さんから六十名と三十名の根拠に対しての御質問でありましたが、これは今の選挙法をどうしても改めなければならぬと思ひます。三十人とか六十人の推薦を載せるために事前運動ができて、戸別訪問で迷惑した者もあるし、大なる弊害がある。これはやはり改めて一本にすべきであると思ひます。
○委員(柏木康治君) 六十名以上となつておる。以上となつておるために教育委員会で何万円という事前運動をやつた者がある。六十名、三十名を理

解せれば……、以上というために解調縣で……
○小川久義君 やはり供託制度を取つて推薦制度を止めてしまふか……
○委員(菊井三郎君) それならいい、小川君に賛成だ。
○委員(吉岡憲一君) その先の御意見を……

○委員(菊井三郎君) その先の御意見を……
○小川久義君 今藤井さんのお話では参議院は衆議院と同調する意味において三万円、あといじくらんでもよろうという御説であります。これは供託金は一律に供託金を増額すべきだ。かように考えます。次の選挙においても同じ五万円であつたのがやはり

三万円、それから以下も増額すべきだと思ひます。参議院も……
○委員(菊井三郎君) 民主主義政治の徹底のためには供託金は少ない方がよいと思ひます。
○北條秀一君 藤井委員の御意見は誠に御尤もだと思ひます。供託金を取るという事は、これは候補者の乱立を防ぐという建前から考えられた制度であらうと思ひますが、結局供託金の制度を置くということは国民の政治意識が非常に低いということを立証するもので、供託金が多くなればなる程それは国民の政治意識が非常に低い方へと逆流しておるといふことを物語るものだと思ひます。ですから供託金はなきを私は主張するものであります。これを止げるという事は賛成し難いのであります。

○委員(菊井三郎君) 私は供託金を必要といたします。そこで参議院、衆議院の供託金は三万円とする。本年決められた五万円が三万円になつたという例から見ましても、少なくとも五万円程度は、知事も同様五万円、市長は三万円、都道府県は二万円という、自治体の場合は一万円、こういうふうに改めたらどうかとこころ考えます。
○委員(菊井三郎君) 十倍でございますね。
○佐々木康彦君 そりです。
○大庭豊義君 供託金ですが、ただ乱立を防ぐという取るので、何か目的があるのですか。その真相を発表して貰ひたい。
○法制局委員(菊井三郎君) 従来の立法趣旨を調べますとふまじめな立候補防止が目的であるというように説明いたしておるようであります。

○北條秀一君 今の話の通りで供託金をそげいふ考えの下に取られたと思ひますが、第一回の参議院の選挙のときに、特にあの時代は紙にしまして、旅行にしまして非常に統制されておりましたために、非常に不合理な問題があつて、簡単に言いますと、五千円の供託金を納めて、そして切符を優先的に買えるのは二百枚である。そして同時に切符はなな／＼買えないときで一枚百円なり二百円なりのプレミアムをつけて賣る。それによつて数万円の金が手に入る。又用紙が非常に制限されておつたので、葉書とかこういうものをただで買つてそれを賣ればこれ又相当な金になるというので、或る人が計算しますと、第一回の参議院の全国立候補した場合には五万円の供託金を引いても尚且六万五千円の手取りがあるという事例があつたのであります。これは終戦後の極めて不合理な統制時代で、そして國民の政治意識が非常に低かつたときの問題であつて、私は、今後はこの選挙というものは非常に大事なものになつて来ることは國民は知つておりますから、従つて乱立するということは考えられない。だから供託金というものは段々これをなくする方向に持つて行くべきであつて、供託金を多くするという考え方は、私はいけないというふうに考えております。

○委員(菊井三郎君) 十八に対しての御意見はございませぬか。御意見ございませぬければ十九から二十三まで一括して……
○小川久義君 十九へ移らん先に、衆議院の方は定員数で除したものの五分の一、後は十分の一になつておるが、

いてどういふようにこれを考慮するか

いてどういふようにこれを考慮するか

て物的担保制度、人的担保制度という
名というのはどういふ根拠から出した
いても同じ五千円であつたのがやはり
たしておるよりであります。

不合理じやないかと思ふ。これは同一
にすべきぢやないか。
○委員(約本國治書) ここで定まる
のではないから意見として……
○本國監査官 理由は、どういふ理由
であるかといふのです。

○法制局(約本國治書) 先程ちよ
つと説明を落しましたが、それは衆議
院議員選挙法も従前十分の一であつた
のですが、それを五分の一に改正され
たので、衆議院と参議院のバランスが
乱れて来ておる、こういうことであ
ります。

○小川久(約本國治書) 同じように統一すべき
ぢやないかと思ふ。
○本國監査官 十九から二十五まで一
何して説明されんことを希望いたしま
す。

○委員(約本國治書) それでは十九
から二十五まで一括して議題に供しま
す。
○法制局(約本國治書) 十九 当
選人の法定得票数について現行規定を
改める必要があるかどうか。

参考、現行制度は次の通りである。
衆議院議員選挙法有効投票数を
定員数で除した数の四分の一
参議院議員選挙法、地方四分の一
全国八分の一
地方自治法、議会四分の一
長有効投票数の八分の三

二十 繰上補充に関する現行規定を
改める必要があるかどうか。
二十一 当選の決定後一定の期間を
当選の辞退又は受諾に関する期間とし
ているが、これを辞退期間とする必要
があるかどうか。

二十二 再選挙に関する現行の規定
を改める必要があるかどうか。

第二十三部 選挙法改正に関する特別委員会(第五回国会継続)会議録第五号 昭和二十四年七月一日

二十三 議員の任期の起算日に関す
る現行規定を改める必要があるかどう
か。
二十四 訴訟に関する現行規定を改
める必要があるかどうか。

(一) 選挙訴訟について
(二) 当選訴訟について
(三) 当選決定の効力に関する場
合

(1) 費用超過に関する場合
(2) 選挙犯罪に関する場合
(3) 選挙犯罪に關して当選無効
となる場合

(イ) 当選訴訟の場合
(ロ) 費用超過の場合
(ハ) 選挙犯罪の場合

二十五 罰則の範囲その他について
現行規定を改める必要があるかどうか
参考、この点は省略いたします。
十九の問題は当選人の法定得票数に
ついて、これをどう考慮すべきかとい
う問題であります。その参考に書いて
ございませうに、衆議院議員選挙法
は四分の一、参議院議員選挙法地方も
四分の一、全国が八分の一、地方自治
法は議会が四分の一で、長が八分の
三、こういうように法定得票数につ
きましてどう考慮するか、こういう
問題であります。

その次の二十の問題は、衆議院議員
選挙法第六十九條に規定してある問題
であります。繰上補充に關しては
六十九條の第三項には「第八十一條又
ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果
更ニ選挙ヲ行フコトナクシテ当選人ヲ
定ム得ル場合ニ於テハ選挙会ヲ開キ之

ヲ定ムヘシ」と、こういうような規定
をいたしておりまして、訴訟の結果選
挙を行わないで、当選人を定める場合
においては繰上補充をしらうというよ
うな趣旨の制度を探るかどうかといふ問
題であります。この点につきまして参
議院議員選挙法、地方自治法の関係も
同趣旨の規定をいたしております。尚
同條の四項、五項にも「当選人当選ヲ
辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ第
七十條ノ規定ニ依リ当選を失ヒタルト
キハ直ニ選挙会ヲ開キ第一項但書ノ得
票者ニシテ当選人ト爲ラザリシ者ノ中
ニ就キ当選人ヲ定ムヘシ」と規定い
たしてあります。第五項に「第七十
五條第一項第五号及第六号ノ事由第七
十三條第一項ノ期限前ニ生シタル場合
ニ於テ第一項但書ノ得票者アルトキ又
ハ其ノ期限経過後ニ生シタル場合ニ於
テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票
者アルトキハ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中
ニ就キ当選人ヲ定ムヘシ」という規
定を置いておりました。受諾期間前
の場合におきましては、当選の法定得
票数をさへ得ておれば繰上補充をする
としように規定いたしておるので
あります。この趣旨の規定は参議院
議員選挙法の場合におきましても、こ
れを踏襲いたしておるのであります
て、こういう制度を繰上補充に關して
採つて行くかどうか、こういうこと
であります。

次の二十一の問題は、当選の決定が
ありましてから、十日間というものは
衆議院議員選挙法の場合におきまして
は、受諾の申出をしないで放つて置け

ば受諾したものとなす。参議院議員
選挙法の場合におきましては、特に受
諾の申出をしなければ辞任したもの
とするという趣旨になつておつて、衆議
院議員選挙法と参議院議員選挙法の違
前が違つておりますが、これはどうい
うふうに考慮するかどうかといふ問題
であります。

二十二の問題は、衆議院議員選挙法
の第七十五條に規定いたしております
再選挙の場合の問題であります。こ
の再選挙は選挙訴訟の結果、選挙が全
部無効であるとか、或いは局部的に無
効であるとか、或いは当選人が欠員と
なつたので、その補填のために再選挙
をするというような場合に、この再選
挙の問題が起るのであります。こ
ういふような制度を現行通りに採つて
行くかどうか、こういう問題でありま
す。この規定は参議院議員選挙法にお
きましても、参議院と同様に規定いた
して、現在おるわけでありませう。

二十四の問題は、選挙に関する訴訟
について、現行の制度をどう考慮する
かといふ問題であります。選挙に關す
る訴訟につきましては選挙訴訟、選挙
の手續の有効無効に關連いたしまし
て、選挙の全部が無効とするか、一部を
無効とするかといふような選挙訴訟の
問題、それから立候補者の一身上の事
由その他によりまして、当選の訴訟の
結果無効になる場合、又この場合に
おきましても当選決定の効力の場合、費
用超過によつて当選した資格を失つた
場合、選挙犯罪に關連いたしまし
て当選が無効となる場合、いろいろご
ざいませうが、現在の建前をどう考
へるかといふ問題であります。尚これに
關連いたしまして、その訴訟の手續につ

いてどういふようにこれを考慮するか
といふ問題であります。現行法はこの
訴訟の手續につきまして八十四條以下
八十七條まで、衆議院議員選挙法にお
いて規定いたしております。参議院議
員選挙法も同様の趣旨の規定を置いて
おるのであります。これをどう考慮
するかといふ問題であります。

尙最後の二十五の問題は罰則に關す
る問題であります。この罰則を如何
に考慮するかといふ問題であります。
この罰則の問題は選挙手續並びに選挙
運動に關する大體の方針が決定いたし
ませんと、この範囲をどうするかとい
ふ問題も勢ひ決定することが困難にな
る問題であります。二十五の問題は
掲げてあるものであります。結局は一
番最後に決定するより外ないのではな
いかと考へられます。が、一應順序と
いたしましてここに掲げた次第であり
ます。

○小川久(約本國治書) 十九の問題ですが、当
選人の法定得票数、これは具体的に申
上げますと、今度の参議院の地方区に
おける選挙の場合、全縣一區でありま
して定員が大體一人、具体的に例を採
りますと、富山縣が五十万の有効投票
がある場合その四分の一、定員が一人
ですから割る必要がない。そうすると
十二万五千取らなければならぬとい
ふことになる。衆議院の場合は選挙区が
小さくて、定員が二人とか三人で、二
か三で割つてその四分の一といふこと
になりますから、わりかた低い数字に
なりますが、この点に對してどうい
うお考えですか。これは少くともこの數
を下げなければならぬ。定員が大體
の縣は一人ですから、定員で割る必要
はない……

九

○北條秀一君 小川委員の問題は、その際はその法定得票数というものは如何なる場合でも同じ致なのです。ですからあなたの場合には富山縣ですか、富山縣は四人でしょう。

○小川久義君 いや一人だ。二人だが一人しか選挙しない。

○北條秀一君 その際に問題になるのは、有効投票総数に定員という意味ですが、その定員とはどういう意味か、補欠選挙の場合には定員というのはいないので、定員は富山縣が二人の場合一人々々です。如何なる場合でも同じなんです。三年づつ交替して来ますから、ですから補欠選挙であろうとなかろうといつても同じなんです。だからそこには何ら優劣はないんです。ですから特に補欠選挙の場合には不利であるという事象は起きないわけなんです。

○小川久義君 定員が二人ですから、一人しか出ない選挙にでも二で割るのですか。この点どうですか。

○説明員(吉岡憲一君) 今のお話は補欠選挙の場合でも定員が二人であれば二で割るのです。それから今のお話は、やはり相当数の住民の信任を得なければいけません。定員が少なければ結局多くしておきませんと、その点は却て不公平になると思いません。

○小川久義君 とところが僕が申し上げるのは衆議院と同率であることがおかし。定員が富山縣では六人、全縣下六人のときは六で割つてその四分の一、参議院の場合は二で割つた四分の一ということになる。

○説明員(吉岡憲一君) 衆議院の場合には競争者が多いから票が取れませんか

その旨を選挙長に届け出さなければならぬ。

二項は「議員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることが出来る。」

○遠山内市君 今北條君のよく分つたのですが、これはやはり当選ということに非常に重要視して、聊か屋上屋を架する嫌もあるようであり、私に於いても、私はこれは差支ないと思つております。ただ参議院議員選挙法の六十一條によると、十日の間に当選承諾の届出がなかつた場合において失効する。当選でなくなつてしまふという、頗る危険を負担しておるこの規定だけは、ぼや／＼しておると嬉しまぎれに忘れる虞もありませんので、これはやはり衆議院の方の七十三條第二項に書いてありますように、当選人は前項の期間内に当選を承諾する旨の届出をなさざる時は当選を承諾したものとみなす。特に当選を辞めるといふ意思表示がない限りは当選したものとみなすというふうに直して貰えば、北條君の言われますような趣旨も徹底するわけでございますので、そういう意味において訂正して存置して頂きたいと思つます。

○吉川末次郎君 二段構えにした方がいい。

○北條秀一君 今の点は私はこういふことです。然らば当選は届出をして初めて確定するわけですから、そうしますと遠くに離れて距離のある人は、殊に参議院の全國区のような場合です

と、東京に来て勿論代理者がやるのだが、本人は選挙運動の作戦を練つて全國ぐるつと廻つて最後に東京に来るといふような場合というふうにならばいいが、最後に北海道で終つて、当選したら本人に電報を打たなければならぬということになる。電報が向うへ着かなかつたら本人はできない。中央の者がぼんやりして電報を打つのが遅れてそのうちに十日過ぎてしまふ、そういうことがある。もう一つは選挙日のぎりぎりまで最後まで奮闘しておる。候補者はだから選挙開票の結果があつたら、直ぐ当選御礼を皆さんおやりになつておるのだ、にも拘らずこれによると届出して、私は確かに議員を承諾しますというをやつてからでなければ当選御礼はできない。

○委員(柏木康治君) 二十四、どうですか。これは懇談会の席上で自由にお話願ふことにしまして、これに散会いたします。

午後三時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 柏木 康治君
理事 大野 幸一君
木内 四郎君
太田 敏見君

委員 大島農夫雄君
吉川末次郎君
北村 一男君
淺山 丙市君
藤井 新一君
伊東 隆治君
鬼丸 義賢君
佐々木康藏君

- 法制局側
- 参事(第二部 第一課長)
- 説明員
- 全国選挙管理委員会事務局長
- 飯田精太郎君
 - 岡本 愛祐君
 - 西郷吉之助君
 - 宿谷 榮一君
 - 北條 秀一君
 - 兼岩 傳一君
 - 羽仁 五郎君
 - 小川 久義君
 - 菊井 三郎君
 - 吉岡 憲一君
 - 朝日 邦夫君